

(法務委員会)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十九回国会

閣法第六四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか二百十五の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の法律番号中の年号を改める等の修正が行われた。